

**令和3年度（2021年度）NGO・外務省定期協議会  
「第1回連携推進委員会」  
議事次第**

- 日 時：2021年8月4日（水）14：00～16：00（オンライン）
- 司 会：熱田 典子 関西NGO協議会 副代表理事  
工藤 博 外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官

**1. 冒頭挨拶**

【中西 哲 外務大臣政務官】（ビデオメッセージ）

**2. 報告事項**（25分）

- （1）子どもの保護の国際的動向とNGOの取組について（10分）  
【宮脇 麻奈 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 海外事業部子どもの保護リード】  
【中村 夕貴 ワールド・ビジョン・ジャパン シニア・プログラム・コーディネーター】
- （2）「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」研究調査報告（10分）  
【井川 定一 関西NGO協議会 提言専門委員会政策アドバイザー】
- （3）「ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル」増補版の紹介（5分）  
【庄司 宇 外務省 領事局邦人テロ対策室 課長補佐】

**3. 協議事項**（75分）

- （1）開発事業における障がいの主流化について（15分）  
【野際 紗綾子 難民を助ける会 支援事業部マネージャー】  
【岡田 恵子 外務省 国際協力局 審議官（NGO担当大使）】  
【松田 俊夫 外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長】
- （2）開発人道分野における性的搾取・虐待及びセクシャル・ハラスメントからの保護に関する日本の取組について（15分）  
【塩畑 真里子 国際協力NGOセンター PSEAHワーキング・グループ メンバー】  
【岡田 恵子 外務省 国際協力局 審議官（NGO担当大使）】  
【森 健朗 外務省 国際協力局 開発協力企画室 室長】
- （3）NGO事業補助金制度改善提案を前提とした、本制度の予算及び令和1・2年度の実績状況に関する確認及び意見交換（15分）  
【高橋 美和子 関西NGO協議会 事務局長・理事】  
【松田 俊夫 外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長】
- （4）日本NGO連携無償資金協力関連（30分）
  - ・審査プロセスについて  
【今西 浩明 国際開発救援財団 事務局長】
  - ・審査プロセス（成果指標の設定）について  
【豊田光明 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アジア地域マネージャー】  
【松田 俊夫 外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長】

**4. 閉会挨拶**

【堀江 良彰 G I I / I D Iに関する外務省／NGO懇談会・連携推進委員】  
（了）

## 議題提案書

### (1) 基本情報

議題種別	報告事項
議題名	子どもの保護の国際的動向と NGO の取り組みについて
提案者の氏名	宮脇麻奈／中村夕貴
提案者の所属	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／ワールド・ビジョン・ジャパン
提案者の役職	海外事業部子どもの保護リード/シニア・プログラム・コーディネーター

### (2) 議題提案の背景

開発協力や緊急人道援助を実施する際に沿うべき国際基準の 1 つに「人道行動における子どもの保護の最低基準（人道行動における子どもの保護アライアンス作成）」がある。同基準はスフィアハンドブックや緊急時の教育のための最低基準等と並ぶ人道基準である。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは 2018 年に同基準の日本語版を発行した。また、同年に外務省 NGO 事業補助金を得て、同基準が広く日本の国際協力関連団体内で理解され、各団体が実施する支援に反映されるようになることを目指し、アライアンス講師によるファシリテーター養成研修や普及のための 1 日研修を実施した。

同基準は初版の策定から約 9 年経ったが、その間に子どもたちを取り巻く環境も変化した。難民や避難民として暮らす子どもの増加、都市化、感染症の拡大といった社会課題への対応に加え、ローカルアクターの役割、子どもに対する説明責任、暴力の予防や他支援分野との連携といった観点の強化がより求められていることを受け、2019 年に同基準第 2 版が発行された。第 2 版の日本語版は、上記ファシリテーター養成研修の受講者を中心とした NGO 職員等（6 団体 12 人）の連携によって作成され、8 月上旬に完成予定である。

子どもの保護の最低基準はアライアンスによって国際的に普及が進められており、現地 NGO を含む支援実施団体の共通言語として使われ始めている。また、直接子どもを支援する NGO に限らず、子どもたちを主要な支援対象としていない国際協力団体であっても、国際基準を正しく理解して国際協力活動を実施することが求められるが、同基準の日本国内での認知はまだ限定的である。よって、連携推進委員会にて子どもの保護の国際的動向と NGO の取り組みを報告し、日本の国際協力 NGO が国際基準に沿って開発協力や人道支援の質を担保していくために必要な更なる取り組みについて意見交換を行うきっかけとした。

### (3) 議題の論点（連携推進委員会で議論したい点）

報告事項のみ。

### (4) 出席を希望する外務省部局または担当者

（参考）外務省 組織案内 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/>

外務省国際協力局民間援助連携室

以上

# 子どもの保護の国際的動向とNGOの取り組み

## ～人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)～



CPMS第2版監訳チーム  
2021年8月4日

# 人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)とは

## ◆ 初版発行の経緯と概要

- 緊急人道支援下での子どもの保護の取り組みの強化を目的とし、2012年に初版発行
- CPMS: The Minimum Standards for Child Protection in Humanitarian Action
- 緊急人道支援において暴力や虐待、搾取から子どもたちを守るために援助団体が遵守すべきものとして、援助団体間で合意された国際基準
- SC、WV、PLAN等のINGO、国連機関 (UNHCR、UNICEF) など14団体が加盟するグローバルな「子どもの保護ワーキング・グループ(現: 人道行動における子どもの保護アライアンス)」より作成
- 日本国内では2018年に日本語版発行。外務省NGO事業補助金を得て、ファリシテーター養成研修実施。国内6ヶ所にて1日研修実施。



## ◆ スフィアなど他の人道基準との関係

- 人道基準パートナーシップの1つ
- CPMSの原則の一部(原則5~8)は、スフィアの権利保護の原則から

# 子どもの保護の国際的動向およびCPMS第2版の発行

## ◆ 子どもを取り巻く環境の変化→より広範なコンテクストへの対応の必要性

- 難民・国内避難民
- 感染症拡大
- 都市化
- 気候変動

## ◆ 支援実施の際により強化されるべき点

- ローカルアクターの役割の強化
- 説明責任と包摂（インクルージョン）
- 暴力、虐待、搾取、ネグレクトの予防
- 他セクターとの統合的事業の実施、子どもの保護の主流化
- 科学的根拠に基づいた事業実施、根拠の創出

## ◆ CPMS第2版の発行

- 2019年10月、アライアンスにより第2版の発行
- 日本語版監訳チーム（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、CWS Japan、プラン・インターナショナル・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、新潟大学、宮崎大学）にて日本語版作成。他NGO、大学、国連関係者、弁護士など約30人が内容確認に協力。今後、監訳チームにて普及啓発を実施。
- PDF版はセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのウェブサイトに8月上旬掲載予定

<https://www.savechildren.or.jp/>

# 人道行動における子どもの保護の最低基準（第2版）



# MINIMUM STANDARDS FOR CHILD PROTECTION IN HUMANITARIAN ACTION

Principles, dignity and rights

Standards in humanitarian situations

Accountability

## 10の原則

### 第1章：質の高い子どもの保護支援を行うための基準

調整、人的資源、コミュニケーション、モニタリングなど

### 第2章：子どもの保護リスクに関する基準

身体的・心理的に不適切な養育、精神保健・心理社会的苦痛、性的およびジェンダーに基づく暴力、児童労働など

### 第3章：適切な戦略を立てるための基準

グループ活動、ケースマネジメント、家庭環境・養育環境の強化、コミュニティでの活動、代替的養育など

### 第4章：支援分野を越えて子どもの保護に取り組むための基準

食料、栄養、保健医療、教育、水・衛生、避難所運営などとの連携

# 実際の海外支援事業にCPMSはどのように使われているか？

## ベトナムにおける「山岳民族人身取引予防事業」を事例にとると・・

変化し続ける子どもの保護リスクとニーズに対応できるよう、アセスメントや計画立案で子どもや関係者の参加を確保する

### 基準6 子どもの保護のための モニタリング

効果的な子どもの保護のためのモニタリング体制を築くため、郡政府および子どもの保護委員会に「人身取引と女性と子どもに対する暴力」についての研修を行い、ケースの報告体制を定めたガイドラインに沿って報告がなされるよう能力を強化する。

### 基準4 プログラム・サイクル・ マネジメント

### 基準17 コミュニティでの活動

コミュニティが子どもたちが直面するリスクを予防し、対応できるようになるよう、現地行政、学校、女性連合と協力し、「子どもクラブ」、「女性グループ」を設置し、人身取引から友人を守るためのスキルを身に付ける活動を支援する

### 基準9 性的およびジェンダーに 基づく暴力

教育、ライフスキル研修、子育てプログラム、経済的エンパワメントを通じて、子どもとその養育者のスキル強化と支援を行う

### 基準18 ケース マネジメント

照会経路や手順書は、現地政府が定める制度やツールに合わせて調整し、段階的に整備する



ディエンビエン省での「こどもクラブ」の活動



## 議題提案書

### (1) 基本情報

議題種別	報告事項
議題名	「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力 NGO の対応戦略」研究調査報告
提案者の氏名	井川定一
提案者の所属	関西 NGO 協議会
提案者の役職	提言専門委員会政策アドバイザー

### (2) 議題提案の背景

本研究会は、令和 2 年度外務省 NGO 研究会のスキームを活用し、以下の項目について調査研究を行い、その結果を広く共有することで、COVID-19 感染拡大の影響下にある日本の国際協力 NGO の活動および運営の見通しをたて事業・運営計画策定のための一助になることを目的として実施されたものである。

- ① COVID-19 感染者の増加に伴う「短期的（2020 年 3 月から約半年間）」な日本の国際協力 NGO への事業実施面、経営面での影響を把握、分析
- ② COVID-19 拡大に伴い、日本の国際協力 NGO において今後加速すると思われる事業・経営方針の大幅な変化を特定
- ③ 上記に対して、日本の国際協力 NGO で既に実施されているグッドプラクティス（優れた取り組み）を把握、分析し、教訓を引き出す

研究調査は 2021 年 3 月末日に終了しており、感染拡大の影響が長期化する中、本研究調査の内容を NGO-外務省定期協議会連携推進委員会で報告の場を得ることで、外務省や JICA 等、NGO 連携や支援制度を有する省庁、機関にも広く共有させていただき、NGO の状況にご理解いただき、参考資料として活用を促すものである。

### (3) 議題の論点（連携推進委員会で議論したい点）

報告のみ

### (4) 出席を希望する外務省部局または担当者

(参考) 外務省 組織案内 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/>

外務省国際協力局民間援助連携室

以上

令和2年度外務省NGO研究会（関西NGO協議会）

## 「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」

*Towards a Resilient Society: Redesigning Japanese NGOs under the Impact of COVID-19 Pandemic.*

## 実施体制

主催：外務省

実施団体：関西NGO協議会

コーディネーター／アドバイザー（50音順）※当時

- ・熱田 典子：関西NGO協議会副代表理事
- ・井川 定一：関西NGO協議会提言専門委員政策アドバイザー
- ・折居 徳正：NGO安全管理イニシアティブコーディネーター
- ・河上 雅夫：NGO福岡ネットワーク連携推進担当
- ・塩畑 真里子：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
グローバル戦略ディレクター
- ・堀江 良彰：難民を助ける会専務理事・事務局長

協力団体：

- ・沖縄NGOセンター（沖縄地区）
- ・NGO福岡ネットワーク（九州地区）
- ・えひめグローバルネットワーク（四国地区）
- ・名古屋NGOセンター（中部地区）
- ・国際協力NGOセンター（関東地区）
- ・IVY（東北地区）
- ・北海道国際交流センター（北海道地区）

## 調査概要

調査目的：COVID-19拡大に伴う日本の国際協力NGOへの以下2点を明らかにする。

①短期的影響報告（2020年3月～9月）②中期的影響予測（2021年～2024年）

実施期間：2020年8月～2021年3月

実施方法：

- ①文献調査：ウェブ、ウェビナー、本等
- ②アンケート・全国147団体にご協力
- ③コンサルテーション：全国20団体にご協力
- ④最終報告会：全国158名のご参加

ご参考：アンケート

回答団体分布：

北は北海道、南は沖縄より24都道府県

回答者分布：

90.5%が管理職以上の回答



令和2年度外務省NGO研究会 (関西NGO協議会)

## 「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」

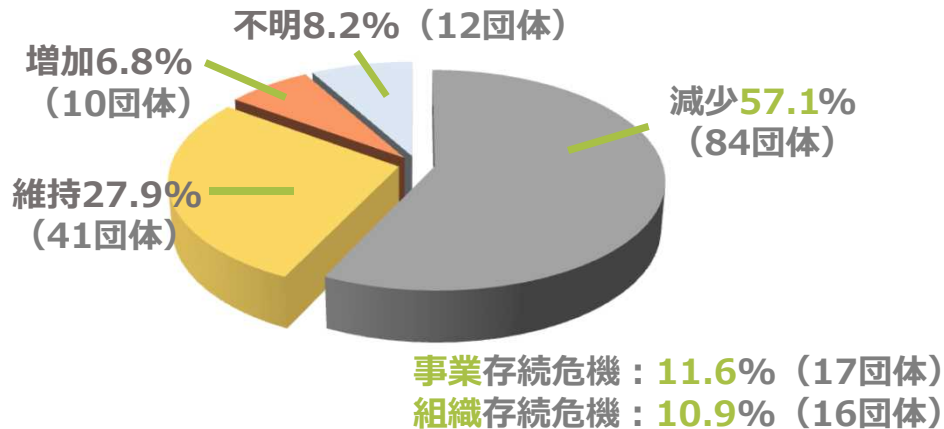
Towards a Resilient Society: Redesigning Japanese NGOs under the Impact of COVID-19 Pandemic.

## はじめに：日本の国際協力NGOによるCOVID-19への活動

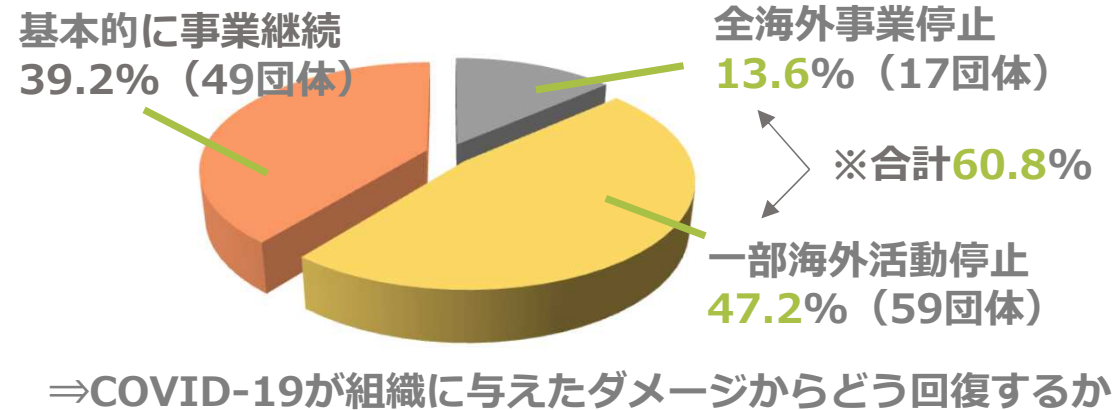
①日本国内：33団体約11万人、②海外：76団体・世界89ヶ国・約75万人

## A. COVID-19拡大に伴う「短期的な」日本の国際協力NGOへの影響（報告）

## ①財務「約6割の団体は、収入減少見込み」

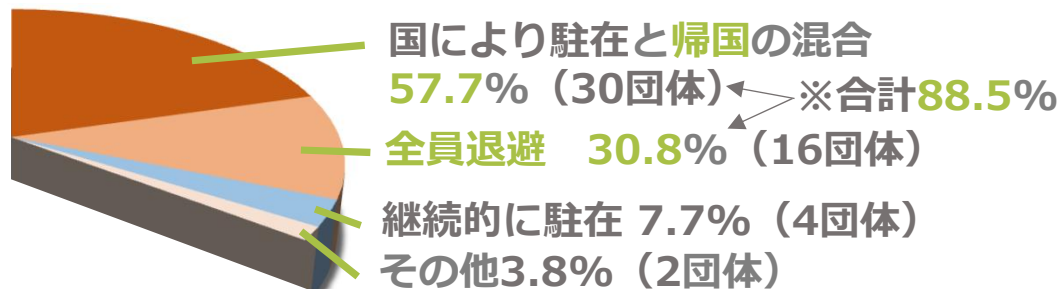


## ②事業継続性「約6割の団体は、海外事業停止を経験」



## ③海外駐在員派遣

「駐在型団体の内、9割弱が駐在員の退避を経験」



⇒駐在員中心運営のリスクをどう管理するか

## ④在宅勤務状況

「オンライン化が進んでいない海外事務所」

- ・オンライン勤務：日本事務局5割弱、海外事務所約3割  
※完全オンライン+主にオンラインの合計
- ・完全オンライン勤務：日本事務局16%弱、現地スタッフ0%

⇒現地スタッフ労働環境の脆弱性をどう軽減するか

# 「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」

*Towards a Resilient Society: Redesigning Japanese NGOs under the Impact of COVID-19 Pandemic.*

## B. COVID-19拡大に伴う「中期的な」日本の国際協力NGOへの影響 (予測)

### ◆「3年以内に経営環境が変化するか」 (83.7%)

#### ①現地化

- ◆様々なレベルにおいて「現地化」が加速していく
  - A. 団体内部の「現地化」
    - ・ 経営の現地化
  - B. アクター間の「現地化」
    - ・ パートナーシップの促進
    - ・ 現地NGO等への資金提供
    - ・ 当事者のエンパワメント
- ⇒ 現地スタッフや提携団体の能力強化は日本NGOの責任

#### ②日本と海外のシームレス化

- ◆増加する国内展開
  - 2016年 28団体 (NGOデータブック)
  - ※東日本大震災で増加
  - 2020年 70団体 (本調査)
  - ※自然災害の多発、アジア諸国の経済成長、日本社会・経済課題深刻化等
  - 例：子どもの貧困率14.0%、ひとり親世帯の48.3%は相対的貧困下。
  - ※OECD諸国の中で最低レベル
- ⇒国をまたいだシナジーの発現

#### ③コレクティブ・インパクト

- ◆Joint Venture方式事業の普及・アライアンス化、業務提携等 (組織、事業、キャンペーン等)
- ⇒協働での課題解決のために、
  - ・ オープンイノベーション、インパクト重視の姿勢を組織文化に
  - ・ 組織が有する固有の価値 (強み) の言語化 (形式知化)
  - ・ セクターを超えたネットワークの確立

#### ④幅広い支持の獲得

- ◆COVID-19が発生「日本社会における中期的な国際協力の世論の支持」に悲観的 (83.0%)
- ⇒国際協力セクター全体での取り組みの必要性
- ◆COVID-19前の日本のNGO※2019年度
  - ・ 110団体合計収入：429億円←372億円
  - ・ 収入上位6団体で67.3%
  - ・ 予算規模が大きいほど成長率・額が高い
  - ・ 10億円を境に二極化 (K字型)
- ⇒全国の中小規模NGO強化の必要性

#### ⑤組織と経営のアップデート

- ◆日本事務局のカタチの変化
  - コアグループが、フリーランス (業務委託) やジョブ型被雇用者、オンラインアシスタントとともに働く形へシフト
  - ⇒多様な働き方を認める組織内外の制度設計
- ◆事務所の多様化 (バーチャルオフィス等)
- ◆外国籍人材の活躍 ⇒外国人材が活躍できる環境の整備
- ◆DX化やデジタル技術の活用⇒リスクを取って、トライアンドエラーを繰り返す先に「新しい時代」が切り開ける。

## 議題提案書

【 】 協議事項

【●】 報告事項

議題名：「ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル」増補版の紹介

### 【提案者氏名、所属】

氏名： 庄司 宇

所属： 領事局 邦人テロ対策室

### 【議題提案の背景】

コロナ禍においてもテロやヘイトクライム等も含む犯罪が世界各地で発生するなか、邦人テロ対策室では、感染症とテロといった「複合化するリスク」への安全対策の必要性に注目し、既存の「ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル」に新しいエピソードと解説を追加し、本年3月に対外発表した。NGO関係者の海外安全対策の一層の強化の一助とすることを目的に、同エピソード及び解説の紹介を議題として提案する。

### 【議題論点】（連携推進委員会で報告・議論したい点）

報告のみ

- ・海外での複合化した安全上のリスクへの対策の必要性
- ・「ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル」増補版の新エピソード・解説及び各媒体の紹介

以上

# ゴルゴ13×外務省 安全対策マニュアル



## 電子版 新作エピソードが 特設ページにて公開中！

1 感染症×テロの複合的なリスクへの対処という新しい問題提起

2020年に世界的な感染拡大を見せた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をめぐる状況は、海外でのテロ対策について、新しい問題を投げかけたといえます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ほとんどの国において、何らかの入国制限や入国後の行動制限が課されるとともに、住民に対する外出規制などの行動制限措置が課されました。



## 増補版単行本も完成！



ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル（冊子版）は、安全対策の検討に活用いただくという目的であれば、提供可能ですのでご相談下さい。  
郵送を希望される場合は、[ryoutai@mofa.go.jp](mailto:ryoutai@mofa.go.jp) まで下記情報をお送りください。

- 氏名 ●送付先住所 ●電話番号
- 冊子の利用目的 ●必要部数

詳しくは

外務省 ゴルゴ



で検索

## 議題提案書

### (1) 基本情報

議題種別	協議事項
議題名	開発事業における障がいの主流化について
提案者の氏名	野際紗綾子
提案者の所属	特定非営利活動法人 難民を助ける会 (AAR Japan)
提案者の役職	支援事業部マネージャー 障害分野 NGO 連絡会 (JANNET) 幹事・企画委員長 日本障害者協議会 (JD) 理事

### (2) 議題提案の背景

障害者権利条約の理念の実現、誰も取り残されない開発を目標とする SDGs の達成、人間の安全保障の実現の一環として、JICA では、2015 年に「障害と開発」の課題別指針を更新し、開発事業における障がいの主流化に力を入れている。国際協力に携わる NGO 職員やコンサルタント企業、大学関係者を対象に、同指針に則った能力強化研修（直近では 2021 年 6 月 28 日～7 月 2 日の 5 日間）開催され、当会職員も参加している。JICA によると、研修員受け入れ事業や、青年海外協力隊事業、草の根技術協力事業、NGO 人材育成支援事業、個別専門家・技術協力プロジェクトなど、全ての事業において、障害と開発の視点の組み込みを促進してきている。同指針を導入している具体的な例として、有償資金協力準備調査業務指示書においては、「障害者が不利益をうけないように配慮すべき事項」と題し、「プロジェクトで作成するモックアップ（模型）では、主要設備代表駅の主要設備などを作成し、障害者、女性、高齢者、妊婦に対してワークショップを開催し、要望の聞き取りを行う」こととしている。加えて、円借款で実施するインフラ事業のフィージビリティ調査 (F/S) においても、裨益者として障害者を開発主体とすることが明文化された点、などが紹介されている。さらには、JICA 組織内での障害当事者雇用も進めている他、「当事者主体」を事業の重要なポイントであると位置づけている。研修の中には、手話通訳や画面文字表示等の情報保障を提供しているものもあるということである。

### (3) 議題の論点（連携推進委員会で議論したい点）

外務省が実施する日本 NGO 連携支援無償資金協力において、こうした障がいの主流化について、これまでの取り組みや、今後の対応の計画、今後の方向性をうかがいたい。また、今後同協力案件の計画策定等において、質を高めていく上で NGO として協力できることがあれば、協議を行いたい。

### (4) 出席を希望する外務省部局または担当者

（参考）外務省 組織案内 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/>  
国際協力局民間援助連携室

以上

## 議題提案書

## (1) 基本情報

議題種別	協議事項
議題名	開発人道分野における性的搾取・虐待及びセクシャル・ハラスメントからの保護に関する日本の取り組みについて
提案者の氏名	塩畑真里子
提案者の所属	JANIC PSEAH (性的搾取・虐待、性的ハラスメントからの保護) ワーキング・グループ
提案者の役職	PSEAH ワーキング・グループ メンバー (開発・人道支援コンサルタント)

## (2) 議題提案の背景

2019年度第2回連携推進委員会(2019年11月28日開催)において、国際協力局開発協力企画室より、2018年以降国際的な議論が活発化した開発・人道支援における性的搾取・虐待及びハラスメントからの保護(PSEAH)に関する国際的な動きについての報告があった。ここでは、2018年10月に英国政府が主催したセーフガーディング・サミットに参加した各国政府が被害者を中心に据えた対応の強化、説明責任の向上、強力なリーダーシップや組織文化の促進を謳うコミットメント文書へ署名したこと、また、2019年7月にOECDが「SEAHの撲滅に関するDAC勧告」を採択したことについての紹介があった。また、これらを受けて、外務省としてもこの課題に対して取り組んでいくべく、国際機関、他の二国間援助機関、市民社会セクターとも協力して今後の対応を検討する、との発言があった。

市民社会組織としては、昨年度、JANICが外務省NGO研究会を受託し、10以上もの国際協力NGOが参画する形で、国際セミナーの開催、CHSアライアンスの「PSEAH性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護実践ハンドブック」の日本語版の作成等を通し、日本におけるこの課題の啓発に取り組んだ。本年3月に提出した同研究会の最終報告書では、近年、国連機関が実施団体に対してPSEAHの規程、体制の整備を実施契約締結の条件としつつあることに見られるように、この課題はNGO側でのみ対応する性質のものではなく、資金提供側も実施団体の選定・査定のための枠組みや制度を整備する必要があることを指摘している。

実際のところ、国連機関だけではなく、英国政府は、昨年9月にセーフガーディング戦略を打ち出し([UK strategy: safeguarding against sexual exploitation and abuse and sexual harassment within the aid sector - GOV.UK \(www.gov.uk\)](http://www.gov.uk))、英国政府資金で実施されるODA事業のすべてがPSEAHに関する国際基準を満たすことを目指すと宣言、政府資金で活動するNGOを含むすべてのパートナー団体に対するデュー・ディリジェンスを強化することを打ち出したほか、実際に業務実施契約書のなかで行動規範にPSEAHを含めている。また、カナダ政府は、同国による国際協力活動におけるPSEAH強化のためにDignaというプラットフォームを立ち上げ、パートナー団体には、PSEAHに関する行動規範の策定と提示を求めているほか、SEAHに関するインシデント報告の義務化に乗り出している([Global Affairs Canada Requirements – Digna](#))。

## (3) 議題の論点(連携推進委員会で議論したい点)

PSEAHは、当初、人道支援の現場で発生しやすいことが指摘され、当初は人道支援における予防や対応の緊急性、重要性が強調される傾向があったが、その後、実施団体の組織内のハラスメントの課題や重要性も認識され、今では、国際協力の支援現場全般で必要とされるもの、という認識が定着してきている。

国連諸機関、他の主要な二国間援助機関がNGOとの事業実施契約を締結するにあたって、PSEAHの取り組みの体制を求めようになってきていることに関し、日本政府としての今後の対応の計画、見通しをうかがいたい。さらにNGO側に協力できることがあれば、具体的な議論を行いたい。



(4) 出席を希望する外務省部局または担当者

(参考) 外務省 組織案内 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/>  
国際協力局民間援助連携室  
国際協力局開発協力企画室

以上

国際協力分野における性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護(PSEAH)に関する主要機関の取り組み状況一覧

2021年7月29日現在

JANIC PSEAH ワーキング・グループ

	機関名	取り組み状況	参照ウェブサイトのリンク等
<b>国連機関・多国籍機関</b>			
1	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	<p>1)2019年9月から2020年12月まで、高等弁務官(フィリップ・グランディ)が国連の機関間常設委員会(Inter-Agency Standing Committee: IASC、下記6.参照)のPSEAHチャンピオンを務め、IASC全体の優先課題として、①予防策の活性化、②安心できる報告・通報制度の強化、③パワー関係を意識する責任ある権力の行使(respectful use of power)を推進した。</p> <p>2)NGOなどの実施団体(IP)との事業実施契約書(Partnership Agreement)では、以前より、条項2.4にて、「最高レベルの倫理的、職業的標準(the highest ethical and professional standards)」を求めており、実施団体およびその職員による受益者に対するいかなる侮辱的な行為、虐待を看過しない、と明記している。また、契約書の添付3は、「不法行為・職権乱用防止の最低基準(Standards for Managing Misconduct)」となっており、そこでは、Misconductの類型の定義、これを予防し、対応するために実施機関が備えるべき規程やルール、手続きを定めている。さらに、ここでは性的搾取・虐待を改めて定義し、契約した事業から直接給与が支払われている職員が不法行為に関わった場合は、速やかにUNHCRに報告することを求めている。</p>	<p><a href="#">UNHCR - The High Commissioner's IASC Championship on Protection from Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment</a></p>
2	国連児童基金 (UNICEF)	<p>1)2019年1月に「性的搾取、虐待、ハラスメントの予防と対応のための戦略」を発表し、①いかなる虐待・搾取も看過しない(zero tolerance)組織文化の醸成、②安心して信頼できる報告制度の構築、③迅速かつ信頼性のある調査の実施と判断、④被害者中心の対応、⑤性的搾取・虐待とセクシャル・ハラスメントをなくすためのパートナー組織との連携強化、を柱として打ち出している。</p> <p>2)2020年2月に' PSEA Assessment &amp; PSEA Toolkit for CSO Partners 'を出し、パイロット国にてユニセフと契約を締結するすべての実施機関に自己アセスメントの結果の提出を求め始める。契約額に関係なく、すべての契約に対して適用される。このアセスメントでは、団体の①PSEAに関する方針・規程、②組織全体のマネジメント、③職員研修、④報告制度、⑤被害者支援、⑥調査、の6項目について体制構築状</p>	<p><a href="#">UNICEF-Strategy-Prevent-Respond-Sexual-Exploitation-Abuse-Sexual-Harassment-January-2019.pdf</a></p> <p><a href="#">Information-Brief-PSEA-Assessment-PSEA-Toolkit-for-CSO-Partners-24-Jan-2020.pdf (unicef.org)</a></p>

		況の自己審査を行い、結果を提出するもの。点数が低いと契約ができないということではないが、一定期間内に改善が見られない場合は、契約を断られる可能性がある。	
3	国連人口基金 (UNFPA)	<p>1)2021年1月に、事務局長(ナタリア・カネム)が上記1.UNHCRから引き継ぐ形でIASCのPSEAHチャンピオンに就任。現在、①国レベルでのPSEAの強化促進、②被害者への質の高い情報とサービスの確保、③市民社会組織や政府機関を含む関係機関との連携・調整の強化、を優先課題として打ち出している。</p> <p>2)2020年11月に「UNFPA実施団体(IP)のためのPSEAアセスメント」政策を打ち出しており、同基金と契約を締結するためには、最終的にはすべてのIPが同基金あるいは他の国連機関よりPSEAに関する審査を受ける必要がある、としている。段階的に制度を導入していく上で、暫定的には新規IPは、選考過程で審査を受け、既存IPについてはまずはパイロット34カ国にて審査を実施することにしている。いったん審査を受けた場合、大きな変化がない場合はその審査結果は5年間有効、としている。審査項目は、①方針、規程、②組織マネジメント、③人材管理、④研修義務、⑤報告制度、⑥支援とリファラル(付託)、⑦調査、⑧改善策、となっている。</p>	<p><a href="#">UNFPA - United Nations Population Fund</a></p> <p><a href="#">Partnerships   UNFPA - United Nations Population Fund</a></p>
4	国連人間居住計画 (UN- Habitat)	<p>1)2020年2月に、同計画の職員や関係者の性的搾取および虐待の予防に関する研修受講や意識強化を促進するとともに、全てのフィールド事務所にPSEAフォーカルポイントを配置し、報告制度の強化などに努めることを事務局長名で宣言している。</p> <p>2)NGOなどIPと締結する実施契約書(Agreement of Cooperation: AOC)の添付A「契約条件」条項25.1にて、契約者は同契約書のもとで実施される活動に関わる職員や関係者による性的搾取や暴力の防止を万全に講じること、としている。また、職員や関係者が、金銭や物資、サービスなどの代償に性的行為を強要すること、また搾取や貶める性的行為を行うことを禁止し、合理的かつ適切な措置を講じることが求められている。</p>	<p><a href="#">Microsoft Word - K2000307 - HSP-EB-2020-15 - AMENDED FINAL.docx (unhabitat.org)</a></p>
5	世界食糧計画(WFP)	<p>WFPの事業実施国レベルでのIP契約書は定期的に更新されるが、2021年版契約書の一般条件の第9条では、①2003年に国連事務総長が出した性的搾取・虐待からの保護のための基準に関する公示、②2006年の国連の性的搾取・虐待からの保護へのコミットメントにある基準、③WFPが出すPSEAに関するあらゆるガイドラインを遵守することを求めている。また、契約団体やその関係者に対し、最高レベルの道徳的、倫理的行動を求め、性的搾取・虐待の予防が不十分であった場合、あるいは実際に搾取・虐待行為が発生した際に十分な調査を実施しない場合は契約を終結する根拠とする、としている。</p>	<p><a href="#">Field-level Agreement (FLA) - 2021.V01   World Food Programme (wfp.org)</a></p>

6	<b>機関間常設委員会 (IASC)</b>	<p>1) IASC は、加盟する国連 10 機関の PSEAH に関する取り組みを総括、調整する立場にあり、2020 年 9 月、IASC 加盟機関が共通して使用することを念頭に入れた、実施団体 (IP) の PSEA に関する能力評価 (キャパシティ・アセスメント) ツールの暫定版 (interim) を打ち出している ( '(Interim) Harmonized Implementation Tool: United Nations Implementing Partner PSEA Capacity Assessment' )。この中では、ある国で一つの IP が複数の国連機関と契約する場合、代表の国連機関がアセスメントを行う方針を示している。</p> <p>2) この能力評価のプロセスは、①団体による自己評価結果と関連文書の提出、②国連機関による確認、能力の暫定的な評定 (最高点は 8 点)、③契約可否の決定 (7 点以下の団体と契約を締結する場合は、リスク低減策の作成が必要、5 点以下の団体と契約する場合はリスク低減策に加え、能力強化計画の策定を求める)、④契約後の団体活動の定期モニタリングと支援、⑤6 ヶ月を目途にした最終評定、としている。契約を締結していても最終的に改善が見られない団体については契約の打ち切りもある、ともされている。</p> <p>3) 別途国連が定める高リスク地域 (難民キャンプ、子どもが直接受益者である活動地域等) での活動である場合は、評定に関わらず PSEA の実行状況について定期的に確認を行うこととしている。</p>	<a href="https://www.un.org/en/implementation/partners/psea-capacity-assessment">UN Implementing Partner PSEA Capacity Assessment   IASC</a> <a href="https://interagencystandingcommittee.org"> (interagencystandingcommittee.org)</a>
<b>二国間援助機関</b>			
1	<b>英国政府</b>	<p>1) 英国政府は、2018 年 10 月にロンドンで「セーフガーディング・サミット」を主催し、①性的搾取・虐待の防止、②影響を受けた人々との対話促進、③性的搾取・虐待・ハラスメントの報告・通報を妨げる要因の解明と対応、④学びの加速化、の 4 点に焦点をあてたコミットメントを発表した。</p> <p>2) 2020 年 9 月に「援助セクターにおける性的搾取・虐待、ハラスメントからのセーフガーディングに関する政府戦略 (UK Strategy: Safeguarding Against Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment within the Aid Sector)」を打ち出しており、この中では、NGO による活動に加え、ODA に関与するすべての省庁が世界中で性的搾取・虐待、ハラスメントに効果的なセーフガーディングを実行していること、それによって英国政府 ODA 関係者に接触するすべての人が安全であり、仮に問題が発生した場合は声を上げることができる世界を目指す、というビジョンを打ち出している。それを実現するためには高い基準を設定する、としている。</p> <p>3) 政府資金を受けて活動を行う NGO については、2020 年 1 月にデュー・ディリジェ</p>	<a href="https://www.gov.uk/government/news/safeguarding-summit-commitments">Safeguarding Summit: commitments - GOV.UK</a> <a href="https://www.gov.uk"> (www.gov.uk)</a>  <a href="https://www.gov.uk/government/consultations/uk-strategy-safeguarding-against-sexual-exploitation-and-abuse-and-sexual-harassment-within-the-aid-sector">UK strategy: safeguarding against sexual exploitation and abuse and sexual harassment within the aid sector - GOV.UK</a> <a href="https://www.gov.uk"> (www.gov.uk)</a>  <a href="https://www.gov.uk/government/consultations/enhanced-due-diligence-safeguarding-for-external-partners">Enhanced Due Diligence: Safeguarding for external partners - GOV.UK</a> <a href="https://www.gov.uk"> (www.gov.uk)</a>

		<p>ンスの新しいガイダンスを出している。ここでは、子ども、若者、脆弱層を性的搾取・虐待から守るために、団体の能力を、①団体の活動内容に合致したセーフガーディング方針の有無、②通報制度 (whistleblowing)、③人事制度 (採用方法、研修など)、④リスク管理、⑤行動規範、⑥ガバナンスとアカウンタビリティ、の観点から評価することになっている。ただし、すべての団体に一律に同じレベルを求めるのではなく、団体の規模や活動内容に応じて柔軟に対応することになっている。</p>	
2	米国政府	<p>1) 国際開発庁 (USAID) は、2018 年に Action Alliance For Preventing Sexual Misconduct (AAPSM) を設立し、①USAID の事業における SEA の防止と啓発、②USAID の職場環境におけるセクシャル・ハラスメントの防止と対応に取り組んでいる。ここでは、NGO など実施団体の行動が国連などの PSEA 国際基準と合致することを求めている。</p> <p>2) 人道支援は、国務省人口・難民・移住局 (PRM)、USAID の人道支援局 (BHA) が担うが、これら 2 機関とも実施団体に対しては、IASC の PSEA に関するコア原則を遵守する行動規範の提出を義務付けている。事業の申請にあたっては、申請団体は、どのようにして行動規範を実行し、また、受益者が SEA 事案発生の際にどのようにして報告ができるのかメカニズムを説明すること、また、報告を受けた際の団体の対応方法の説明が必要である。また、これらを義務付けているだけでなく、2 機関は実施団体に対する SEA の啓発と防止、対応能力強化のための能力強化の機会やリソースも提供している。</p>	<p><a href="https://www.usaid.gov/our-work/sexual-exploitation-abuse-and-harassment-prevention">Action Alliance for Preventing Sexual Misconduct (AAPSM)   U.S. Agency for International Development (usaid.gov)</a></p> <p><a href="https://www.state.gov/department-of-state-general-ngo-guidelines">General NGO Guidelines - United States Department of State</a></p>
3	豪州政府	<p>1) 2019 年 4 月に ODA を担当する外務貿易省 (DFAT) が「性的搾取・虐待、ハラスメントの予防方針 (Preventing Sexual Exploitation, Abuse and Harassment Policy)」を打ち出し、①DFAT 職員、②DFAT と契約関係を有する組織・個人 (コンサルタント、NGO)、③他の豪州政府機関および国連などの多国籍機関、④DFAT と直接契約を有する組織・機関から再委託を受ける機関・個人、の 4 つのカテゴリーすべてを対象として、遵守を求める 6 つの原則を明確にした。</p> <p>2) これら 6 つの原則とは、①行動を起こさないことを看過しない (公正な対応を行うことによる報告の奨励、増加)、②文化の変化をもたらすリーダーシップの強化、③犠牲者・被害者を中心に据えた対応、④SEA の防止は政府、NGO など関係者すべてが共有する責任という認識の啓発、⑤ジェンダー等のパワー・バランス不均衡への認識強化、⑥報告を通じたアカウンタビリティと透明性の強化、である。</p>	<p><a href="https://www.dfat.gov.au/sexual-exploitation-abuse-and-harassment-prevention">Preventing Sexual Exploitation, Abuse and Harassment   Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade (dfat.gov.au)</a></p>
4	カナダ政府	<p>1) カナダ政府は、同国の国際協力実施団体に対し、いち早く 2018 年 5 月に、同政府の開発援助は人権を重んじて実施されるもので、同時に援助の実施にあたって市民</p>	<p><a href="#">Letter from Minister Bibeau to Canadian</a></p>

		<p>祖組織の役割を重視していることを強調、そのためには性的搾取・虐待の予防は重要課題であり、政府と NGO が一体となって取り組む必要があることを明言した。</p> <p>2) 事業実施に当たって同政府と契約を締結する団体に対しては、2019年9月以降、行動規範を有することのほか、性的搾取・虐待の予防と対応の体制を示すことが必要となった。</p> <p>3) また、同政府は、最近、' Digna' という PSEA に特化したホームページを立ち上げ、そこで様々な情報、資料を提供しているほか、今後、PSEA に関するデータ等も提供されていく予定である。</p>	<p><a href="https://www.international.gc.ca/partners">partners (international.gc.ca)</a></p> <p><a href="https://www.international.gc.ca/contribution-agreement-general-terms-and-conditions">Contribution Agreement - General Terms and Conditions (international.gc.ca)</a></p>
5	ドイツ、オランダ政府	<p>・ドイツ連邦政府外務省 (GFFO) は、NGO の人道支援事業における、SEAH に関する報告基準を標準化する方針を打ち出し、また、国際協力公社 (GIZ) は、セクシャル・ハラスメントの対応方針に性的搾取・虐待を含めるべく同方針の改訂を行った。さらにオンラインの通報ポータルが 2019 年の夏から運用開始された。</p> <p>・オランダ政府は、CHS アライアンスおよび同国の社会科学大学院大学 (ISS) と協力し、開発・人道支援における性的搾取・虐待予防に関する国際オンブズ制度の設置を検討している。パイロットとして 3 カ国 (エチオピア、バングラデシュ、パレスチナ自治区) が選ばれている。</p>	<p><a href="https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/414443/Progress-report-on-delivering-the-donor-commitments-from-the-October-2018-London-Safeguarding-summit-GOV.UK.pdf">Progress report on delivering the donor commitments from the October 2018 London Safeguarding summit - GOV.UK (www.gov.uk)</a></p>
NGO ネットワーク			
1	ICVA (International Council of Voluntary Association) (国際組織)	<p>1) ICVA は、1962 年に設立された世界的 NGO ネットワークであり (本部ジュネーブ)、その会員になるための条件として、2006 年に採択された国連の「性的搾取・虐待の根絶に関するコミットメント」を遵守することを求めている。同時に、加盟を希望する組織・団体には、PSEAH、セーフガーディングの方針 (規程、職員への研修、担当の配置、報告制度の整備等)、もしくは、それを含んだ行動規範等の提出を求めている。</p> <p>2) 2018 年 3 月の総会において、「PSEA 実施に向けた行動と貢献」( 'Commitment and Motion to Action on Prevention of Sexual Abuse and Exploitation and Sexual Harassment' ) を採択し、加盟 NGO が PSEAH の課題に真剣に取り組んでいくことを合意している。</p> <p>3) 2021 年 5 月の総会で承認された 2030 年に向けた戦略「ICVA2030」では、重点分野として掲げる「多様性の尊重と価値創造」の中でも、PSEA の推進を謳っている。</p>	<p><a href="https://www.icvanetwork.org/become-a-member">Become a Member   International Council of Voluntary Agencies (icvanetwork.org)</a></p> <p><a href="https://www.interaction.org/publications/icva-commitment-and-motion-to-action-psea-march-2018">ICVA Commitment and Motion to Action PSEA-March-2018.pdf (interaction.org)</a></p> <p><a href="https://www.icvanetwork.org/the-icva-2030-strategy">The ICVA 2030 Strategy   International Council of Voluntary Agencies (icvanetwork.org)</a></p>
2	Inter Action (米国)	<p>1) 人道・開発支援に関わるすべての関係機関が PSEAH を含むセーフガーディング方針を持つことを推進している。加盟組織のトップ・レベルが、PSEAH に取り組むことへ署名することを求めているほか、PSEAH に関する研修、ツールの提供などメンバーへ</p>	<p><a href="https://www.interaction.org/publications/launching-the-community-based-safeguarding-visual-toolkit">Launching The Community-Based Safeguarding Visual Toolkit - InterAction</a></p>

		<p>の必要な支援の提供、制度強化のための助成金の提供も行っている。</p> <p>2) IASC の PSEA 6 つのコア基準の要素を紹介するビデオ ( ' No Excuse for Abuse ' ) を作成し、28 カ国語以上の言語に翻訳、公開しており、広く PSEAH の重要性を周知に貢献している。</p> <p>3) メンバー団体が遵守すべき NGO 基準のなかに、性的搾取・虐待防止の項目があり、メンバーNGO が守るべき内容について定めている。この基準を遵守しているかどうかを確認するため、2年に一度セルフチェックを実施することを義務づけている。</p>	
3	BOND (英国)	<p>1) BOND のメンバー団体が遵守すべき BOND 憲章(BOND Charter)内にセーフガーディング項目があり、性的搾取・暴力、およびハラスメントに対して取るべき方針も定めている。ここでは、2018年に開催されたセーフガーディング・サミット(上記英国政府の項参照)でのコミットメントを引用している。</p> <p>2) NGO セクターが一貫して取り組むべきセーフガーディングの重要4項目についてまとめ(①犠牲者支援とアカウンタビリティ、②文化の醸成、③最低基準の設定、④組織の体制強化)、これらを達成するための具体的な34の行動計画を定めている。</p>	<p><a href="#">Bond Charter</a>   <a href="#">Bond</a></p> <p><a href="#">Our commitment to change in safeguarding   Bond</a></p>
4	ACFID (Australian Council for International Development) (豪州)	<p>1) 性的搾取・虐待の予防・防止を ACFID の活動優先分野として位置付けており、加盟団体に対して様々な情報や資料、ガイダンスを提供している。</p> <p>2) 2018年に発覚した2010年のハイチ地震対応時の事案を受け、豪州のNGOセクター全体の性的搾取・暴力に関する調査を外部研究機関に委託し実施した。その最終報告書の提言を実行し、年ごとの進捗状況をホームページで公開している。上記提言を踏まえ、ACFID 行動規範なども改訂している。</p> <p>3) 行動規範を実践するための ' Quality Assurance Framework ' では、PSEA に関わる指標、確認資料を丁寧に定め、加盟 NGO の PSEA 強化に貢献している。</p>	<p><a href="#">Prevention of Sexual Exploitation and Abuse   ACFID</a></p> <p><a href="#">ACFID Report on the Prevention of Sexual Misconduct - The Victorian Institute of Forensic Medicine (vifm.org)</a></p> <p><a href="#">Compliance with the Code   ACFID</a></p>

## 議題提案書

## (1) 基本情報

議題種別	協議事項
議題名	NGO 事業補助金制度改善提案を前提とした、本制度の予算及び R1,2 年度の実績状況に関する確認および意見交換
提案者の氏名	高橋美和子
提案者の所属	関西 NGO 協議会
提案者の役職	事務局長・理事

## (2) 議題提案の背景

NGO 事業補助金（国際開発協力関係民間公益団体補助金）は、日本の NGO が海外で実施する開発協力事業に関し、プロジェクトの形成、プロジェクト後の評価及び国内外における会議開催などの事業に要する経費に対し補助金を交付するものであり、総事業費の総事業費の 2 分の 1 までとし、上限 200 万円として資金面で補助する制度である。現在補助金の交付対象は、①プロジェクト調査事業 ②国内における国際協力関連事業 ③海外における国際協力関連事業の補助を行う制度として設置。平成 15 年当初は計 36 団体/69 件/26 ヶ国 に計 256,560,841 円の補助がなされたが、平成 30 年度 NGO 事業補助金 実績一覧（外務省ウェブサイトに掲載されている最新データ）では、計 8 団体/8 件、計 11,101,816 円の補助額となっている。また、8 案件のうち国内事業が 5 件を占める。

20 年で大幅に予算が減少しているが、日本国内における国際協力関連事業にかかる補助制度としては、ODA や国際協力の担い手育成、SDGs の普及啓発事業としてニーズの高い制度であると考えられる。

## (3) 議題の論点（連携推進委員会で議論したい点）

- ① NGO 事業補助金の R1,2 年度の実績状況と全体予算執行率に関して確認をさせていただきたい。
- ② 減額の背景には、申請数の減少傾向、あるいは要件を満たす事業の減少にともない採択件数が減少しているのか確認をさせていただきたい。
- ③ 本制度に関する外務省側の評価とあわせ、次年度に向けた予算の確保、予算増額の見込みについて、見解をお聞かせいただきたい。

## (4) 出席を希望する外務省部局または担当者

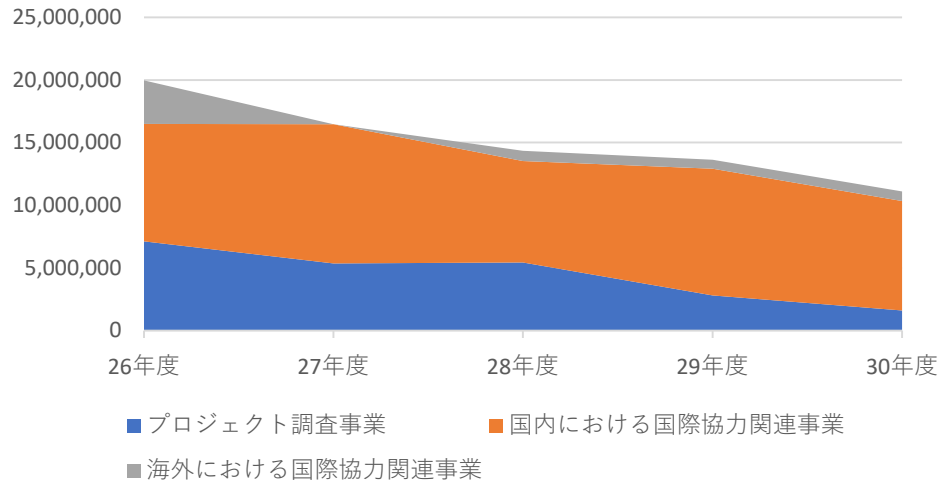
外務省国際協力局民間援助連携室

以上



# 補足資料1：NGO事業補助金

## 過去5年間 事業費の推移

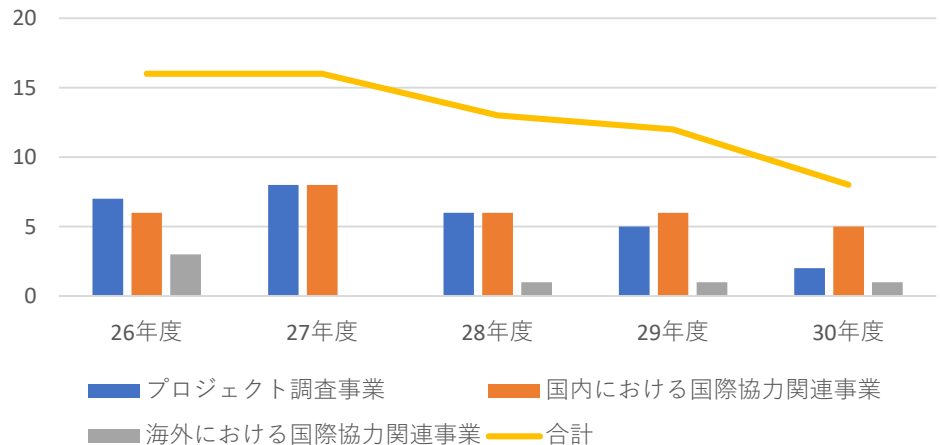


5年間で全体事業費が44%減

・海外における国際協力関連事業、プロジェクト調査事業は78%減、しかし、国内における国際協力関連事業は7%減に留まる。

・過去5年の事業費額の平均は、国内における国際協力関連事業が1,529,503円、プロジェクト調査事業費の平均事業費のほぼ2倍に相当する。

## 過去5年間 案件数の推移



5年間で採択案件が半減

・しかし、国内の国際協力関連事業は大きな減少は見られない。

## 補足資料2：NGO事業補助金

NGO事業補助金（H26年度－H30年度）							
（案件数）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	（%）
プロジェクト調査事業	7	8	6	5	2	28	43%
国内における国際協力関連事業	6	8	6	6	5	31	48%
海外における国際協力関連事業	3	0	1	1	1	6	9%
合計	16	16	13	12	8	65	100%
（事業費別）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	（%）
プロジェクト調査事業	7,125,501	5,355,488	5,432,423	2,795,095	1,596,254	22,304,761	30%
国内における国際協力関連事業	9,358,432	11,120,114	8,083,193	10,112,662	8,740,192	47,414,593	63%
海外における国際協力関連事業	3,483,009	0	820,455	727,110	765,370	5,795,944	8%
合計	19,966,942	16,475,602	14,336,071	13,634,867	11,101,816	75,515,298	100%

5年間の平均事業費	
プロジェクト調査事業	869,425
国内における国際協力関連事業	1,550,902
海外における国際協力関連事業	965,991

## 議題提案書

### (1) 基本情報

議題種別	協議事項
議題名	日本 NGO 連携無償資金協力 (N 連) の審査プロセスについて
提案者の氏名	今西浩明
提案者の所属	国際開発救援財団
提案者の役職	事務局長

### (2) 議題提案の背景

昨年 11 月に開催された令和 2 年度第一回連携推進委員会において、「日本 NGO 連携無償資金協力 (N 連) に関する議題があり、その際に N 連の審査プロセスについて議論が交わされた。その際に、NGO 側から新型コロナウイルス感染拡大の影響があるものの、N 連の審査に時間がかかりその審査に時間がかかり、年度内での承認、事業開始が危ぶまれる案件に関する懸念が共有された。現時点で令和 2 年度の N 連実績は公表されていないので最終的に何件の案件が承認され、何件が間に合わずに翌年度に持ち越したかがは定かでないが、先の議論で提案されたように、昨年度の振り返りを行い、そこからの教訓を踏まえて、今年度と同じ状況が生じないように準備や方策を施すべきである。

また、本年度に入り、いくつかの NGO から N 連の審査がスムーズに進まないという情報があり、その理由として継続案件が多く新規案件向けの予算の枯渇が懸念されるため新規案件については、7 月末までは審査を行わないとの情報も上がっている。これは実質的に審査プロセスの変更であり、このままだと、新規案件を準備してきた団体にとって事業開始が遅れるどころか承認も不透明な状況である。また、このことで、継続案件を含めて年度後半に審査対象の案件数が多くなり、結局は昨年度と同じような状況が生じることが懸念される。

### (3) 議題の論点 (連携推進委員会で議論したい点)

まずは、外務省側より昨年度の N 連の実績および審査プロセスがどうであったかを報告いただくとともに、審査プロセスにおける改善に向けた外務省の取り組みについて、お伺いしたい。また、今年度の N 連予算及び継続案件、新規案件の予算配分の見通し、現時点での申請中 (コンサルテーション中分を含む) 案件数、総予算の見通しを共有いただくとともに、上記の背景で述べた今年度の審査プロセスの変更について説明いただきたい。

これらの情報をもとに、今年度の審査プロセスの迅速化に向けた方策について議論を行いたい。NGO 側からは、外務省側、NGO 側でのやり取りの際のチェックシート (確認書) などを作成し、いつ何が原因で審査がスムーズに進まないかを確認できるような仕組みを提案したい。

### (4) 出席を希望する外務省部局または担当者 民間援助連携室

以上

## 議題提案書

### (1) 基本情報

議題種別	協議事項
議題名	日本 NGO 連携無償資金協力 (N 連) の審査プロセス (成果指標の設定) について
提案者の氏名	豊田 光明
提案者の所属	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
提案者の役職	アジア地域マネージャー

### (2) 議題提案の背景

令和元年度 (2019 年度) 第 1 回連携推進委員会などで取り上げられた、成果指標の設定について、円滑な事業申請に向けて引き続きご検討いただきたい。上記会議において、NGO 側<sup>1</sup>から寄せられたコメントにもある通り、事業申請時において設定・合意をとるべき成果指標について、NGO 側と外務省・民間援助連携室の担当者との間で、かなり頻繁にやり取りが交わされる傾向にある。しかし、双方が適切と考える指標に関して齟齬が生じ、なかなか一致点を見つけるのが難しいというのが現状である。例えば、当会の過去の例で述べると、防災や子ども保護等のセクターによっては、民間援助連携室が求めるようなアウトカム指標を設定するのが困難であったり、複数年で達成されるべきアウトカム指標を 1 年次から記載するよう求められることがあった。他団体においても、同様のやり取りが発生していると聞いている。

### (3) 議題の論点 (連携推進委員会で議論したい点)

N 連事業申請の効率化および成果指標の設定について：成果指標の設定に関しては、審査プロセスの効率化全般の議論と併せて、過去の連携推進委員会などで話し合われてきた議論に基づき、タスクフォースを設置するなどして協議を再開し、具体的な対応策をご検討いただきたい。その際、例えば次年度の実施要領で新たなセクションを設けるなどして、成果指標の設定に関して外務省側の考え方や視点・方針などをクリアにさせていただき、明記していただくことをご検討いただきたい。

### (4) 出席を希望する外務省部局または担当者

外務省国際協力局民間援助連携室

<sup>1</sup> 今西様 (特定非営利活動法人・国際協力 NGO センター、連携推進委員) (当時)